

公開学習会 「子ども貧困と就学援助制度・子ども食堂等について」

東大和まちの財政をまなぶ会
平成30年07月15日

平成30年07月15日に中央公民館にて東大和まちの財政をまなぶ会主催で標題の公開学習会を多摩住民自治研究所の石川満様に講演をして戴きました。当日は猛暑の中35名の参加者があり講演の後、出席者全員から今回の講演に対しての発言をして戴き、予定時間を大幅に超えましたが、現在東大和市での標題の問題点について今後検討／実施すべき内容が多くある事が判りました。参加者の殆どの皆様が現在何らかのボランティア活動を実施されている方も多く、大いに勉強になりました。

講演に使用されて資料は本紙にその一部を添付致しました。

司会;井上様



東大和まちの財政
を学ぶ会代表
; 尾松様



本日の講師
多摩住民自治研究所
石川満様



参加の皆様



閉会の挨拶; 澤田様



講演会に対してのご質問等がありましたら下記にご連絡下さい
代表; 尾松; 042-565-8715

こどもの貧困と就学援助制度・こども食堂等について

多摩住民自治研究所 石川 満

1. 子どもの貧困対策の推進に関する法律

☆「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)が、第 183 回国会において成立し、2014(平成 26)年 1 月 17 日に施行されている。

・☆地方公共団体とは都道府県と市町村である。市町村においても、積極的に子どもの貧困調査等を実施し、子どもの貧困に対する基本方針(大綱)を定めたところもある(東京の市部では日野市)が、全般的に見てこのような動きは低調である。

☆東京都では 2016 年 5 月～9 月に「東京都子供の生活実態調査」を実施し、2017 年 3 月に報告書を提出。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。



多摩の社会保障 ⑥

子どもの貧困と 各市町村の就学援助制度

元日本福祉大学教授

いしかわ みつる
石川 満

子どもの貧困は、学力・健康格差をはじめ、様々な社会的格差や貧困の再生産を生じさせ、子ども自身の自己形成、そして今後の社会の在り方にも極めて大きな影響をもたらします。

今回は子どもの貧困と多摩各市町村の就学援助の問題について考えてみます。

子どもの貧困の定義と 我が国の貧困率

我が国の貧困率

子どもの貧困とは、一般的に言えば、子どものいる世帯の子ども（大人は含めない）の貧困状況のことです。両親が健在の時もあれば病気や障害の時もあります。ひとり親（母子世帯が多い）や子どもの一人世帯（児童養護施設など）の時もあります。

OECD（経済協力開発機構、三五の先進国が加盟）による定義では、等価可処分所得の中央値の半分（これを貧困線・貧困ラインといいます）に満たない者の割合を「相対的貧困率」といいます。そのうち、一八歳未満（一七歳以下）の子どもの割合が「子どもの貧困率」です。可処分所得とは、税や社会保障負担などを除き、実際に消費や貯蓄に充てることができる所得のことです。

等価可処分所得とは、世帯の人数が一人・二人・三人・四人・五人以上と様々な状況がある中で、生活に必要な費用は世帯人数が増えても二倍・三倍・四倍と単純に増えるのではなく、その人数の平方根（ $\sqrt{2}$ ・ $\sqrt{3}$ など）で増加するとされています。このような調整をした数値（等価可処分所得）を示しておけば、二人世帯の時は約一・四倍、三人世帯では約一・七倍、四人世帯では二倍、五人世帯では約二・二倍など、世帯の所得の中央値や貧困ライン以下の世帯の把握ができます。これにより、国際比較や各国内での地域間比較も容易になります。

我が国の貧困ラインの設定については、毎年厚生労働省が行っている「国民生活基礎調査」の所得調査が使われます（表1）。本年六月二七日に公表された「平成二八年国民生活基礎調査結果の概要」によると、世帯の所得の中央値は二四五万円、貧困ラインは一二二万円です。なお、平成二八（二〇一六）年の調査は、三年に一回の大規模調査年（前回調査は平成二五（二〇一三）年）に当たります。

これによると、全体の貧困率は一五・六%と前回の大規模調査年（三年前）よりも〇・五%改善しました。子どもの貧困率は、一三・九%と前回調査より二・四%改善し

多摩の社会保障 ⑫

多摩市町村の子ども食堂数

元日本福祉大学教授

いしかわ みつる
石川 満

多摩市町村の子ども食堂数

様々な困難さを持つ子どもたちにとって、地域の「子ども食堂」は極めて重要な社会資源になりつつあり、多摩の市町村で確認できている数は一一一か所に上ります。今回はこのことについて考えます。

全国の子どもの食堂数

二〇一八年四月四日の朝日新聞では、「広がる「子ども食堂」、全国二二八か所、二年で七倍超」という記事が大きく報道されました。

「子ども食堂安心・安全向上委員会」の調査によるものです。この委員会の代表は湯浅誠氏。反貧困問題等に取り組む社会活動家で、二〇〇八年から二〇〇九年にかけて「年越し派遣村」の村長として活躍したことは有名で、現在は法政大学教授です。

この調査では、都道府県別にみると、子ども食堂数が多いのは、東京都三三五、大阪府二一九、神奈川県一六九、沖縄県一二七、北海道一一三です。大都市はともかく、沖縄県や北海道など多いことに意識してほしいと思います。このほか、一〇〇か所に近いのは滋賀県九五、京都府九四、福岡県九〇です。少ないのは徳島県・長崎県の七、青森県・富山県の八です。なお、これらの数は都道府県・市町村・都道府県社協・

市町村社協に協力を要請し、確認できた範囲のものと思われます。このほかにも地域では具体的に「子ども食堂」とは銘打たないものの、様々な自主的な取組もありそうです。

この委員会では、今や地域の社会的インフラとして重要な子ども食堂が安全かつ安心して運営できるよう、保険加入を支援するため、一〇〇〇万円を目標とするクラウドファンディングを実施しており、現在の募金額は三〇六人から三八八万円余りが寄せられています。募集終了まであと六〇日間（四月二三日現在）ありますので、皆さんぜひホームページを確認していただき、目標額が達成できるようご協力いただきたいと思います。

子ども食堂が地域にとって重要な社会資源となりつつある今日、食中毒をはじめ様々なリスクに対応する「保険」加入は重要です。このような民間団体だけでなく、市町村や市町村社会福祉協議会などがこれまで以上に子ども食堂を援助してほしいと思います。ちなみに全国の児童館数は約四六〇〇か所ですから、児童館二館に一か所程度の子ども食堂数が存在しているのです。しかも公的な助成は十分ではなく、多くが団体や住民によるボランティア的な活動で支えているのが現状です。

東大和市の就学援助事業の推移(小学校) (行政報告書より)

東大和まちの財政をまなぶ会

(児童数は各年度3月の状況)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度予算	30年度予算
全児童数	4,541	4,616	4,649	4,632	4,638	4,685	4,606	4,497	4,499	4,518	4,517		
要保護児童数	99	93	94	106	119	111	96	82	82	75	79		
準要保護児童数	615	615	630	652	685	655	625	596	551	521	536		
保護児童数合計	714	708	724	758	804	766	721	691	633	596	615		

要保護児童数比率 (%)	2.2	2.0	2.0	2.3	2.6	2.4	2.1	2.1	1.8	1.7	1.7		
準要保護児童数比率	13.5	13.3	13.6	14.1	14.8	14.0	13.6	13.3	12.2	11.5	11.9		
合計比率	15.7	15.3	15.6	16.4	17.3	16.4	15.7	15.4	14.1	13.2	13.6		

事業費 (千円)

事業費計	39,906	40,449	40,697	44,155	45,579	43,684	42,156	41,417	37,281	37,746	33,998	40,129	49,481
11需用費	8	8	4	99	7	8	95	8	9	106	13	14	157
12役務費	200	200	224	224	224	224	224	224	230	231	195	231	201
13委託料								1,470					2,376
20扶助費	39,698	40,241	40,469	43,832	45,348	43,452	41,837	39,715	37,042	37,409	33,790	39,884	46,747

財源 (千円)

国				224	213	308	176	252	164	254	150	152	280
都			172			453		45	127	58	153	116	215
市一般財源			40,525	43,931	45,366	42,923	41,980	41,120	36,990	37,434	33,695	39,861	48,986

支給費目

学用品費等(年額)	1年	2年~6年	支給額(円)	12,970	12,990
学用品費	12,610	14,780		15,220	15,220
新入学用品費(年額)	1年	19,900		20,470	20,470
移動教室費	5年	実費+2600	実費		実費
修学旅行費	6年	実費+3250	実費		実費
給食費	全学年	実費	実費		実費
卒業アルバム・記念文集費	6年	15000円までの実費	15000円までの実費		15000円までの実費
医療費	全学年	学校医健診で定める医療で協賛者負担部分を補助	学校医健診で定める医療で協賛者負担部分を補助		学校医健診で定める医療で協賛者負担部分を補助
通学費	全学年	0	協賛者が定める基準の実費		協賛者が定める基準の実費

東大和市の就学援助事業の推移(中学校) (行政報告書より)

東大和まちの財政をまなぶ会

(生徒数は各年度3月の状況)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度予算	30年度予算
全生徒数	1,936	2,003	1,986	2,040	2,049	2,107	2,140	2,167	2,149	2,111	2,086		
要保護生徒数	53	51	47	56	58	63	66	59	65	61	64		
進要保護生徒数	340	334	308	334	341	362	383	375	363	335	334		
保護生徒数合計	393	385	355	390	399	425	449	434	428	396	398		

要保護生徒数比率 (%)	2.7	2.5	2.4	2.7	2.8	3.0	3.1	2.7	3.0	2.9	3.1		
進要保護生徒数比率	17.6	16.7	15.5	16.4	16.6	17.2	17.9	17.3	16.9	15.9	16.0		
合計比率	20.3	19.2	17.9	19.1	19.5	20.2	21.0	20.0	19.9	18.8	19.1		

事業費 (千円)

20扶助費	38,137	38,403	34,642	39,406	39,820	41,974	44,831	43,902	43,981	41,008	38,345	43,530	40,968
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

財源 (千円)

国				562	351	493	620	387	541	400	510	425	652
都			270			394	140						
市一般財源			34,372	38,844	39,269	41,087	44,071	43,515	43,440	40,608	37,835	43,105	40,316

支給費目 支給額(円)

学用品費(年額)	1年	23,880		24,560		24,590
	2年~3年	26,050		26,790		26,820
新入学用品費(年額)	1年	22,900		23,550		23,550
移動教室費	1年~2年	実費+3500	実費			実費
修学旅行費	3年	実費+3900	実費			実費
給食費	全学年	実費	実費			実費
卒業アルバム・記念文集費	3年	15000円				15000円
		までの実費				までの実費
医療費	全学年	学校保健安全法で定められる範囲で給養費助成	学校保健安全法で定められる範囲で給養費助成			学校保健安全法で定められる範囲で給養費助成
通学費	全学年	0	国が定める基準の実費			国が定める基準の実費